

協同農業普及事業に関する意見を聴く会  
第2回資料

# 前回のご指摘等を踏まえた参考資料

生産局 農産部 技術普及課

平成 2 6 年 9 月

農林水産省

# 1 都道府県の格差拡大について

# 協同農業普及事業の税源移譲について

## 協同農業普及事業交付金の税源移譲前後の動き

平成16年11月及び平成17年11月  
三位一体改革に関する政府・与党合意

・平成18年度に、普及交付金のうち168億円を税源移譲することの決定。

平成18年3月30日 各都道府県知事あて通知発出

(担い手をはじめとする農業者のニーズに的確に応えるものとなるよう、適切かつ円滑な実施を依頼)

### 協同農業普及事業の適切な実施について

(平成18年3月30日付け 都道府県知事宛 農林水産省経営局長通知)  
(前略)

この税源移譲は、国と都道府県が協同で事業を実施するという現行制度の基本的枠組みにより事業が確実に実施されるとともに、革新的技術の導入や遊休農地解消等の各種施策が確実に推進されることを前提に講じられたものであり、今後は、都道府県が従来以上に責任と自主性をもちつつ、地方の創意工夫を活かして事業を実施することが期待されるものである。

このため、この趣旨の周知を図るとともに、担い手をはじめとする農業者のニーズに的確に応えるものとなるよう、都道府県において協同農業普及事業(協同農業普及事業交付金の交付対象となる事業のことであるが、当該事業に対する都道府県の一般財源から充当される部分については、当該交付金の税源移譲分及び農業・食品産業強化対策推進交付金のうち普及関係予算相当額を合わせたものとする。)に係る下記事項の適切かつ円滑な実施を御願います。

ア 普及指導員を置くこと。

イ 普及指導員が農業改良助長法(昭和23年法律第165号。以下「法」という。)

第8条第2項各号に掲げる事務を行うことにより、普及指導活動を行うこと。

ウ 普及指導センターを運営すること。

(以下、省略)

## 普及指導員の人数

### 【減少の少ない都道府県】

	H19	H24	増減(%)
A県	161	168	4.3
B県	188	193	2.7
C県	128	131	2.3
D県	113	115	1.8
E県	221	217	▲1.8

### 【減少の大きい都道府県】

	H19	H24	増減(%)
A県	96	57	▲40.6
B県	57	42	▲26.3
C県	184	140	▲23.9
D県	128	98	▲23.4
E県	66	51	▲22.7

### 【全国計】

	H19	H24	増減(%)
全国	8,362	7,457	▲10.8

## 事業費(都道府県費) 単位:百万円

### 【減少の少ない都道府県】

	H19	H24	増減(%)
A県	719	737	2.5
B県	991	1,001	1.0
C県	973	970	▲0.3
D県	747	724	▲3.0
E県	1,406	1,349	▲4.1

### 【減少の大きい都道府県】

	H19	H24	増減(%)
A県	593	332	▲44.1
B県	2,181	1,222	▲44.0
C県	746	448	▲39.9
D県	506	319	▲36.9
E県	2,033	1,342	▲34.0

### 【全国計】

	H19	H24	増減(%)
全国	62,488	51,046	▲18.3

地域の創意工夫を活かして事業を実施されている一方で、都道府県によっては、大幅な人員・予算の減少等により事業の推進体制が弱体化している都道府県もあるのではないか。

# 都道府県間の普及指導体制が多様化

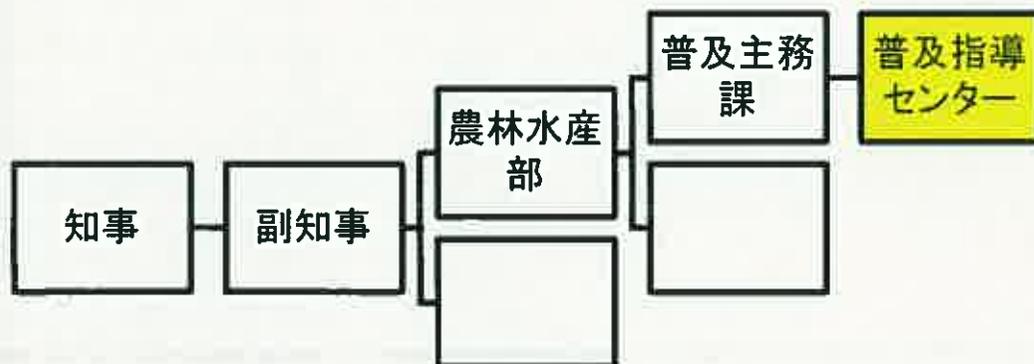
## 普及指導センターの設置形態

単独庁舎であり、組織的にも独立した普及指導センター数	27	7.4%
単独庁舎だが、組織的に県民局・地方事務所等内に属している普及指導センター数	68	
県民局・地方事務所等内の部・課である普及指導センター数	63	17.2%
県民局・地方事務所等内の班・係である普及指導センター数	5	1.4%
県民局・地方事務所等と同一庁舎にあるが、組織的にも独立している普及指導センター数	25	6.8%
県民局・地方事務所等と同一庁舎にあり、組織的にも県民局・地方事務所等に属している普及指導センター数	246	
県民局・地方事務所等の部・課である普及指導センター数	230	62.8%
県民局・地方事務所等の班・係である普及指導センター数	16	4.4%
普及指導センター数(本所のみ)合計	366	100%

\* 平成26年度協同農業普及事業の実施状況等に関するモニタリング調査。数字は平成26年4月1日現在。

## 普及指導センターの組織体制

単独庁舎であり、組織的にも独立した普及指導センター



県民局等と同一庁舎にあり、組織的にも県民局等の班である普及指導センター

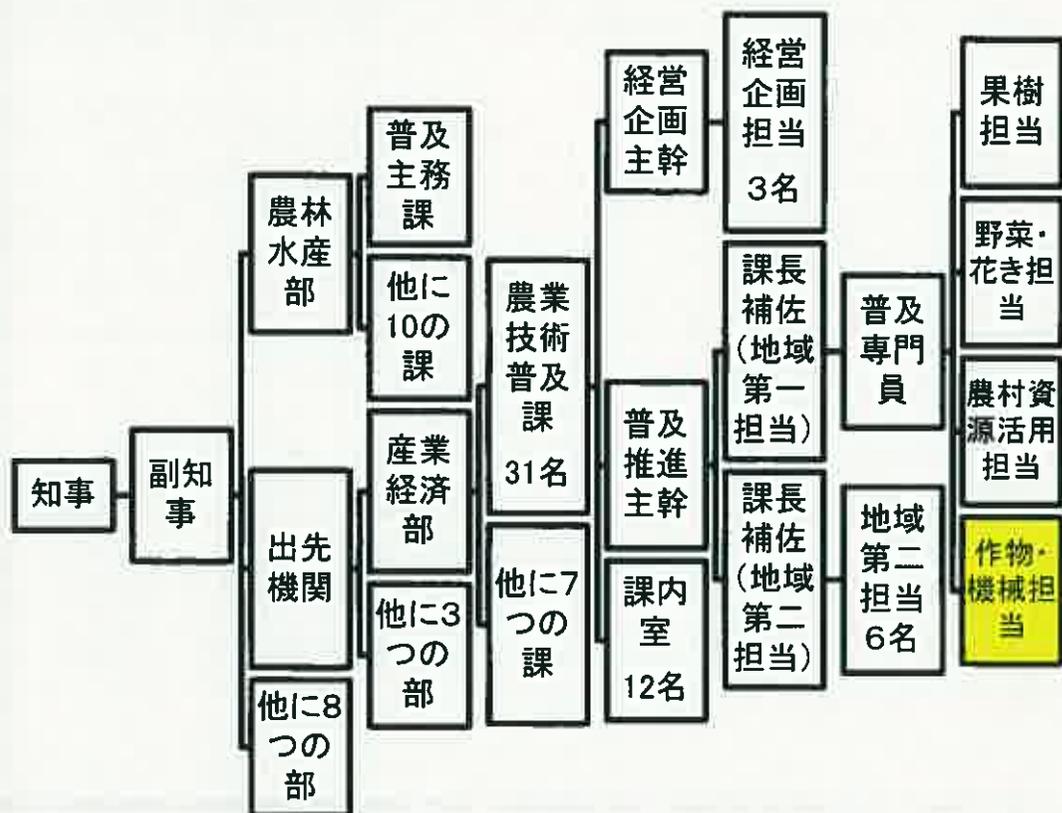


# 普及指導員1人当たりの業務量が拡大

## 普及指導員1人当たり活動指標の推移

	単位	平成12年	平成17年	平成22年
基幹的農業従事者数(販売農家)	(人)	234	252	285
経営耕地面積(販売農家)	(ha)	364	388	443

## 某県の普及指導員の場合



### 【作物・機械担当の所掌事務】

- ・稲作・畑作(大豆・麦・そば等)に係る先進技術の普及及び経営指導、生産振興及び生産組織・研究会の育成に関すること
- ・稲作・畑作(大豆・麦・そば等)に係る安全な農産物の生産及び環境保全型農業の推進に関すること
- ・稲作・畑作(大豆・麦・そば等)に係る気象対応技術対策事業及び地力保全に関すること
- ・管内の米日本一推進運動に関すること
- ・水稻奨励品種決定調査ほに関すること
- ・管内の農業機械、農作業事故防止及び農業機械士会に関すること

※地域第一担当管内の4市町の基幹的農業従事者数は3,397名(2010年世界農林業センサス)。

## 協同農業普及事業交付金等の状況

- 国から都道府県に対し、普及事業に要する経費の一部について、「協同農業普及事業交付金」を交付。
- 協同農業普及事業交付金は、三位一体改革により、国の農政課題の推進に不可欠な普及事業の基本的枠組みを確保しつつ、人件費の大部分(167億円)について、平成18年度に税源移譲(一般財源化)を実施。

### 協同農業普及事業費の推移

(単位:億円、%)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (予算額)	26年度 (予算額)
協同農業普及事業費		713	679	661	620	586	572	557	537	533	
対前年度比(%)		▲ 4.4	▲ 4.8	▲ 2.7	▲ 6.2	▲ 5.4	▲ 2.5	▲ 2.5	▲ 3.6	▲ 0.9	
財源内訳	普及交付金	218	36	36	36	36	36	32	27	24	24
	対前年度比(%)	▲ 6.9	▲ 83.5	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 10.1	▲ 16.4	▲ 9.9	▲ 1.1
	一般財源	495	643	625	584	550	536	525	510	508	
	対前年度比(%)	▲ 3.3	29.8	▲ 2.8	▲ 6.6	▲ 5.7	▲ 2.6	▲ 2.0	▲ 2.8	▲ 0.4	

(資料)農林水産省技術普及課調べ。17～24年度は実績額。25～26年度は予算額。

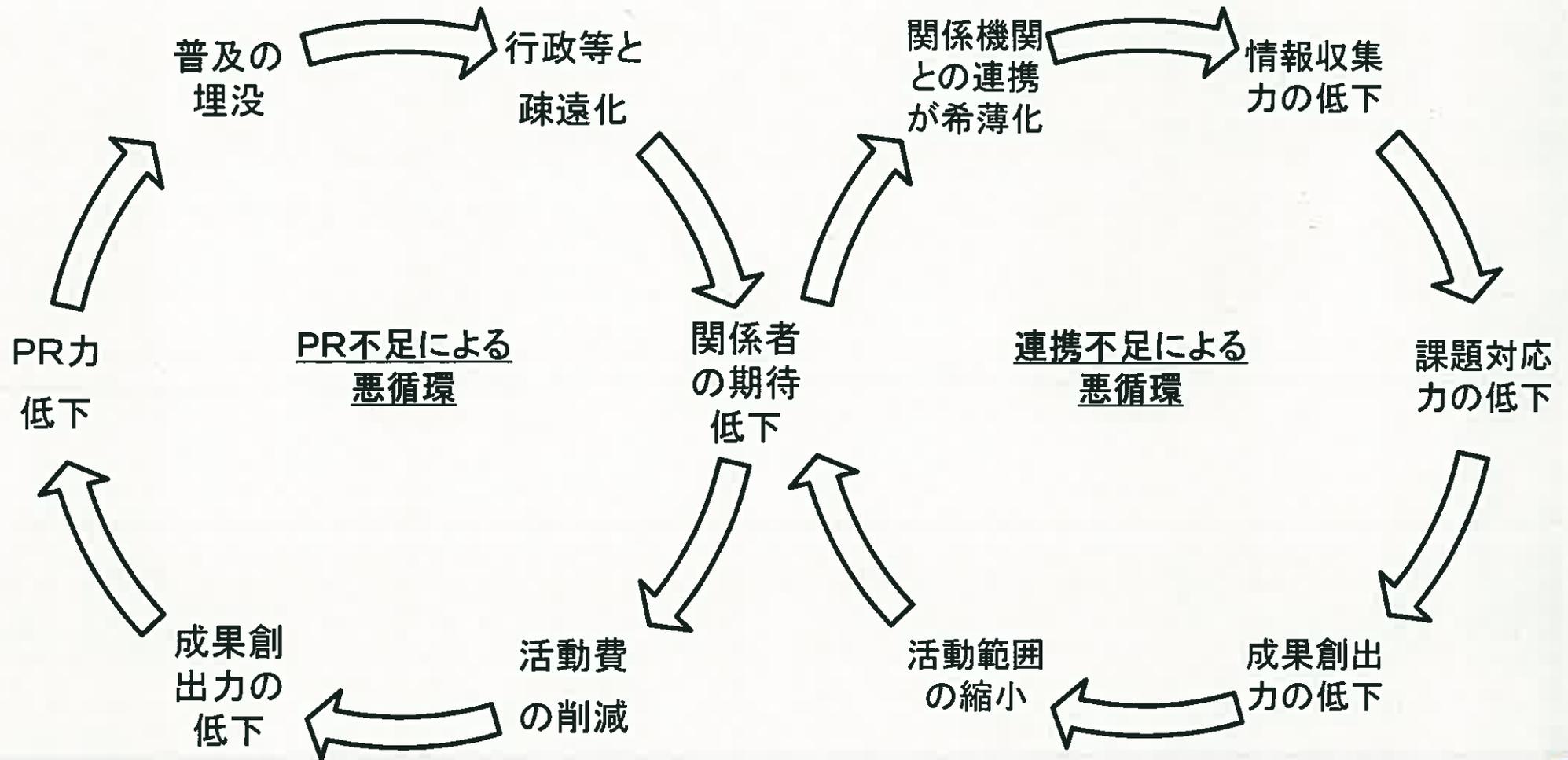
注:26年度の一般財源等については、26年度予算成立後に都道府県より聞き取り予定。

## **2 普及活動の悪循環と良循環について**

# 普及活動をめぐる課題（悪循環）

- 普及活動をより活性化し、攻めの農林水産業の推進に向けた現場力を強化するためには、これまで一部で見られる悪循環を打破し、良循環を起動させることが重要。

## <悪循環の例>



## 普及活動の展開方向（良循環の起働）

～ 6つの取組強化により、普及事業の悪循環から脱却し、「良循環」を起働 ～

